


# 全国港湾Fax通信

No. ....

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番)全国港湾18FAX第103号
(宛先)	2019年 5月 31日 時 分
各 四役・中央執行委員・地区港湾議長(委員長) 殿	(発信者) 全国港湾書記局 
(件名)	

## 5/31 19春闘中央港湾団交/第2回小団交の経過について

(本文)

19年5月31日(金)13:00から、港運会館において、19春闘第8回中央港湾団交「議事録確認」にもとづき、小団交を開催した(15:00終了)。  
標記の協議経過について、下記の通り報告する。

### 記

#### 1. 協議にあたって、労使双方の小団交の委員構成について確認した。

組合側：(全国港湾)玉田、松永、竹内、光部、岡部、(港運同盟)横山  
日港協側：森川、清瀬、小原、大塚、田中

#### 2. 小団交の進め方と19春闘全体の取り組みについて、組合側は、先の中央執行委員会で確認した内容に沿って、今後の進め方について、次の通り提起した。

(1) 第1回小団交で、議事録確認の2項の二つの課題(統一回答問題と事前協議問題)について協議したことを次のように措置してはどうか。

① 統一回答問題は、本日の協議で回答できるものがあるかどうか、統一回答をするための知恵、協議できる内容を持っているかを問うた。

仮に、それがあれば別だが、現段階では日港協の「独禁法問題に抵触する恐れが払拭できないので回答できない」という立場が変わる見通しがないとすれば、この問題は、あらためて中央港湾団交の場で、立場を鮮明にしたことを契機として、組合側は労働委員会で次のステップ(不当労働行為の救済命令を申請)に進むことを考えている。

② 事前協議問題は、すでに争議予告はしているが、近々にも申請もないまま入港・荷役をするようなケースが発生すれば組合として抗議行動を組織せざるを得ない。

その意味で、緊急にもこの問題を解決する必要がある。しかし、第1回小団交で日港協が回答した内容では、組合側の内部了解は得られなかった。問題は、日港協として、問題発生について謝罪もなく、事前協申請をしなかったユーザーに事情聴取し、今後は申請を出すよう要請もしていないことある。

このけじめをつけたうえで、今後の対応についての対策を明確にすべきだが、そのケジメがないことが問題となった。

したがって、本日の協議で、是非ともこの問題を解決の具体化ができるよう努力されたい。

(2) 上記の二つの課題の措置と共に、19 春闘要求に関する「議事録確認の4項目」と団交で回答した内容を、より一層の努力で修正していくことを求めたい。

(3) 以上の点を協議したうえで、中央港湾団交を再開し、その中で全体の合意を図るよう進めてはどうか。

### 3. 組合側の提起に対する協議経過は、要旨次の通り。

#### (1) 事前協議問題について

① 日港協としては、「申請してこないものを申請するよう強制することはできない」という立場で、これまで話してきた通り、問題が起きたことは残念だが、今後の対応としては、先に回答した通り「既存の元請事業者、地区労使、中央労使で港湾労働者の雇用と職域の問題が生じるかどうか確認し、対応する」という考えだ。組合側から、けじめがつかないという指摘は理解するが、日港協として申請すべしとは独禁法上言えないので、如何とはいえるので、そのうえで、今後の対応を提案した通り対応することで、何とか留飲を下げるようお願いしたい。

② 組合側は、繰り返し指摘している通り、事の発端についてのケジメと今後は問題を繰り返さないよう措置することを求めていることを強調し、同様の問題が起きる懸念があることも指摘した。その場合は、組合としての行動をとることを表明した。

#### (2) 統一回答問題について

① 組合としては、日港協が「回答する」としないのは、法的な根拠が欲しいと考えていると理解している。したがって、あっせんでは受諾しないのだから、不当労働行為救済命令を申請し、それでも納得しないなら日港協が行政訴訟を起こして決着していくという道筋にならざるを得ないとする。組合側は、法的な決着を求めたのは、日港協であることを強調した。

② 日港協は、確かに法的な根拠が必要と考えるが、「不当労働行為」として労使が争うのは、いかなるものかと考えると指摘した。港湾の労使は、色々あっても信頼関係をベースにしてきたので、「不当労働行為」という争点は、他に波及することを懸念する。

③ 組合側は、法的決着という場合、この道しか残されていないと強調し、中央団交で、この部分を明確にしていく作業が必要とも考えている。

#### (3) 春闘要求(労働条件問題)について

① 組合側より、あらためて年金改定、労災補償など議事録確認している事項を修正して団交の場で取りまとめることを主張した。

② 日港協は、大幅な修正は困難とした。

### 3. 以上の協議のうえで、これらについて中央港湾団交を再開して、一定の時期に取りまとめることを組合から申し入れた。この件に関する、協議経過は要旨次の通り。

(1) 日港協は、事前協議問題で理解が得られず、団交を再開して協議すれば、団交で平和裏に協議できないことが懸念され、そうならないよう、二つの課題(事前協議と統一回答)

答の問題)を小団交に付そうとした経緯がある。現状のままで中央港湾団交を再開することは小団交の責任が果たせないことになる」と主張した。

(2) 組合側は、小団交を継続して、全体の合意を作る努力をすることはできると主張した。

(3) 協議の結果、次のように措置することを、組合として内部検討することとした。

① 事前協議問題は、19春闘要求事項ではないので、この問題は小団交を継続して解決を目指す。

② 統一回答問題と19春闘要求課題(労働条件改善等)は、中央港湾団交を再開して、その場で解決をめざす。

③ 上記二つの整理を念頭に、6月12日(水)14時から第3回小団交を開催する。

4. 第2回小団交の経過は以上の通りであるが、この経過と今後の対応については、6月11日(火)に予定している常任中執において検討し、対策を講じることとする。

以 上